

## 粗飼料に動物の骨が！

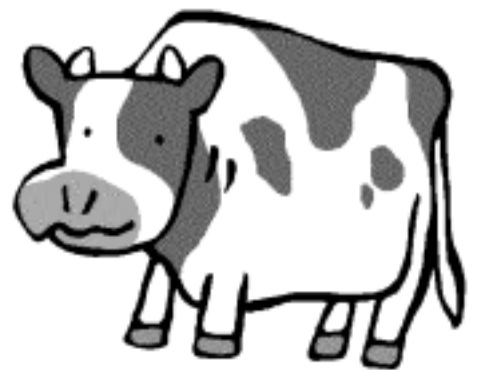
牛には動物性たん白質を含む飼料を給与することが禁止されています。

乾牧草などの粗飼料は、本来、動物性たん白質を含むものではありませんが、乾牧草に動物の骨と思われる異物が混入していた事例(裏面参照)がありました。

牛に給与する粗飼料への異物の混入には十分に気を付けましょう。

粗飼料の中に注意すべき異物を発見した場合は、直ちに、そのロットの給与を中止し、家畜保健衛生所又は県農林商工事務所(畜産担当)に連絡して下さい。

注意すべき異物：ほ乳動物の死がい、骨、糞など



ネズミ・鳥などでは、サルモネラ菌の汚染も考えられます。

飼料の搬入時：外観・色・異常臭の有無、異物の混入等について、ロット毎に確認する。

飼料の給与時：直前に飼料に異常がないことを確認してから給与してください。

飛騨家畜保健衛生所

(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

## プレスリリース

平成16年11月22日  
農 林 水 産 省

**輸入粗飼料への異物混入について**

## 1. 事実関係

畜産農家において使用している輸入粗飼料から、動物の骨と思われる異物が発見されたとの連絡が農家からあった。

## (1) 異物を含んでいた粗飼料

アルファルファ乾牧草（米国・オレゴン州産）

## (2) 発見状況

牛を飼養する農家が当該粗飼料を給与するためほぐしたところ、内部から異物1個を発見し取り除いた（11月8日）。さらに当該農家において、給餌容器に残った異物1個を発見（同9日）したため、同日、当該農家より都道府県の出先機関に連絡があった。

## (3) 動物種の同定

独立行政法人肥飼料検査所及び農家の所在する都道府県の試験機関においてPCR分析を実施したところ、当該異物についてはほ乳動物のものであることが確認された（11月22日。）

## (4) なお、異物を含んでいた輸入粗飼料と同一のロットの粗飼料についてはすでに販売先を特定のうえ、未使用のものについては給与を停止するよう農家に連絡し、さらに輸入業者が自主回収を行っている。

## 2. 対応

## (1) 輸入業者に対し、異物の混入が認められた輸入粗飼料の生産、輸入及び販売の経緯について調査し、原因究明を行い農林水産省に報告するよう指導している。

## (2) 都道府県に全国の牛等の飼養農家への聴き取り調査を要請し、粗飼料への異物混入実態を把握する。

## (3) 輸入業者、販売業者及び畜産農家等に対し、以下について指導する。

粗飼料の生産及び流通段階での管理状況及び異物混入状況を確認し報告するとともに、問題点があれば改善を図る。

異物が発見されたときには直ちにそのロットの販売及び使用を中止するとともに、行政機関に連絡する。

## 問い合わせ先

消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室

TEL：（代表）03-3502-8111

（直通）03-3502-8097

担当：元村（内線3175）、濱本（内線3170）